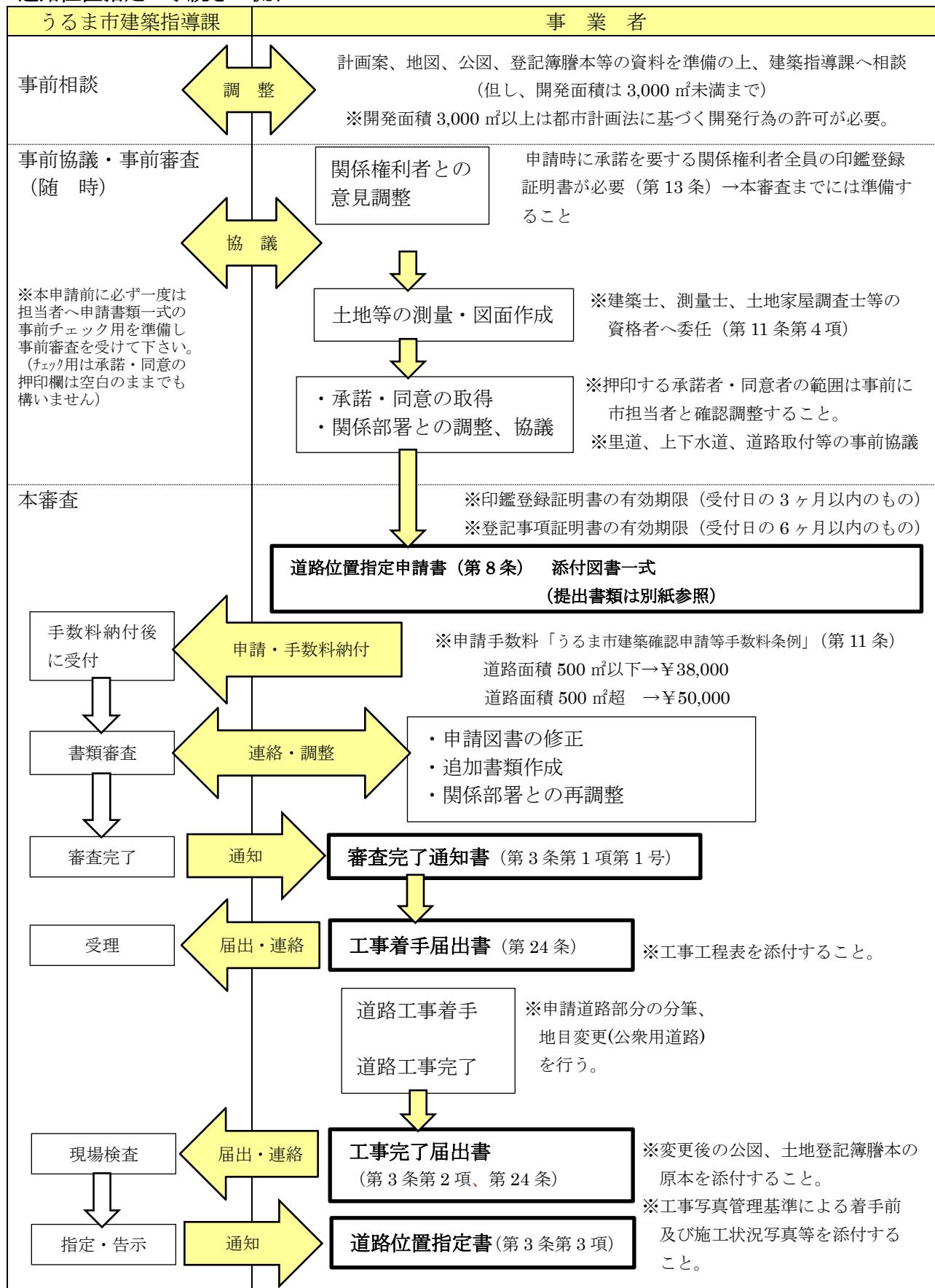


うるま市道路位置指定の手続きの流れは、下図のとおりです。

審査期間を短縮する為に事前相談及び事前協議の段階で担当者と十分打合せをしてください。

道路位置指定の手続きの流れ



道路位置指定申請添付書類（正は原本 副は原本又は写し）及び添付順序

第8条（道路位置指定の申請及び変更申請）

添付順序	添 付 図 書	明示すべき事項等
1	道路位置指定申請書 (様式第7号)	<ol style="list-style-type: none"> 申請者が法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入し、法人の代表印を押印する。 申請道路の地名は小字を含めて記入する。 道路幅員が異なる場合は「○～○m」の表記とする。 申請道路の延長、幅員、面積等は小数点3位以下切捨て、2位までを明示する。
2	委任状 (様式第8号)	申請代理人及び図面作成者は、建築士、測量士又は土地家屋調査士とし、その資格名も明記する。
3	権利関係整理票 (様式第9号)	<ol style="list-style-type: none"> 承諾書及び同意書の権利者について、関係する地番の権利者全てを記載し、土地及び建物登記簿の内容と整合させる。 申請道路の地名は小字も記入する。
4	申請道路地内等関係権利者の承諾書 (様式第10号)	<ol style="list-style-type: none"> 承諾者は道路となる土地の所有権者、借地権者及び抵当権者、仮登記権利者等、当該土地にある建築物若しくは工作物に関する権利を有する者とし、記名及び押印（実印）する。 申請道路の地名は小字も記入する。 当該土地にある建築物等の場合、地目欄には構造を地積欄には床面積を記載する。
5	申請道路地内等関係権利者の印鑑証明書	承諾書に押印する印は全て印鑑登録したものとし、申請提出前3ヶ月以内に地方公共団体の長が発行した証明書とする。
6	隣接地主等の同意書 (様式第11号)	<ol style="list-style-type: none"> 隣接地名は小字を含めて記入する。 同意者は申請道路に隣接する土地の所有者、借地権者又は既存指定道路の管理者等とし、記名及び押印する。
7	土地及び建物の登記簿謄本	道路となる土地及びその土地に存する建築物並びに申請道路に隣接する土地の各筆について、申請書提出前6か月以内に法務局の登記官が発行したものを添付する。
8	公図	<ol style="list-style-type: none"> 公図は法務局に備え付けの地図の写しとし、登記官が内容証明した地図を添付すること。但し、地積未確定の地域であるときは、土地家屋調査士の作成する隣接地主等の承諾を得た地積測量図を添付する。 公図には申請道路の位置を朱書き、開発区域を青書きで囲む。

9	現況写真	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開発区域、取付け道路等周辺状況が判るように撮影する。 2. 撮影位置及び方向を表示した補助図を添付する。
	道路位置指定申請図	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各申請図の大きさは原則として A4 サイズとし、作図の内容によって A3 サイズを用いる場合は市担当者と協議する。 2. 各申請図は用いる数字、文字は判読可能な大きさとする。
	①付近見取図 (様式第 12 号その 1)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 縮尺 3000 分の 1 以上とする。 2. 方位、申請道路の位置、付近の目標となる地物及び既存道路等の状況を明示する。 3. 目標となる地物の名称、構造、用途等を明示する。 4. 既存道路（取付け道路）は法 42 条の道路種別、公道の路線名及び幅員を明示する。
	②地積図 (様式第 12 号その 2)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 縮尺 500 分の 1 以上とする。 2. 道路となる土地及び隣接する土地の範囲を図示する。 3. 縮尺、方位を明示する。 4. 申請道路の位置を朱線で囲む。 5. 開発区域を青線で囲む。 6. 関係する土地の境界、地番、地目を明示する。 7. 関係する土地内にある建築物、工作物、公共の道路及び下水道の位置等を明示する。 8. 法 42 条第 2 項の規定による道路に接続する場合は、道路後退部分を明示する。
10	③道路計画平面図 (様式第 12 号その 3)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 縮尺 300 分の 1 以上とする。 2. 縮尺、方位を明示する。 3. 申請道路の延長、幅員及びすみ切り並びに転回広場の寸法を明示する。 4. 既存道路（取付け道路）は法 42 条の道路種別、公道の路線名、幅員及び形状を明示する。 5. 放流先となる排水施設までの経路を明示する。 6. 新設道路に伴って築造する工作物（擁壁・CB 塊等）の位置及び種類、長さ等を明示する。 7. 土地の高低、既存擁壁の位置、その他、地形上特筆すべき事項があれば明示する。 8. 法 42 条第 2 項の規定による道路に接続する場合は、道路後退部分を明示する。
	④道路構造詳細図 (様式第 12 号その 4)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 縮尺は任意とする。 2. 申請道路の縦横断面図（基本図）を作図し幅員及び勾配を明示する。 3. 横断詳細図を作図し、幅員及び勾配を明示する。 4. 使用材料の名称、規格、寸法を明示する。 5. 申請道路及び関係宅地部分について作成し、擁壁等がある場合はその位置及び種類、長さを明示する。 6. 排水施設について作成し、その他必要と思われる部分についても作成する。

	⑤面積求積図及び面積表 (様式第 12 号その 5)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 縮尺 300 分の 1 以上とする 2. 開発区域内の道路部分、宅地部分、その他の部分、開発面積について明示する。 3. 面積の小計、合計は小数点 3 位以下切捨て、2 位までを明示する。 4. 面積の算定方法は三斜法又は座標計算とする。
	⑥その他 (補助図面等)	必要に応じて工事仕様書、特記仕様書、上水道計画平面図、下水道計画平面図等を添付する。
11	道路維持管理計画書 (様式第 13 号)	作成方法は第 23 条(道路維持管理計画書の作成方法)を参照。
12	道路維持管理誓約書 (様式第 14 号)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路の地名は小字名も含む。 2. 申請者及び管理者欄は本人が自筆し、実印を押印する。
13	第 29 条第 2 項の規定による道路管理者との協議書及び許可書の写し	申請道路が公共の道路に接続する場合、若しくは里道を含めた申請道路の場合は必要な手続きを道路管理者と協議し、施工承認等の許可書の写しを添付する。
14	その他の市が必要と認める書類 ・第 14 条(不同意理由書) ・第 21 条第 2 項(雨水排水計算書等) ・第 25 条に掲げる書類等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 隣接地主等の同意が得られない場合は、具体的な理由を明記した「不同意理由書」に申請者及び設計者とも記名、押印の上、添付する。 2. 雨水排水計算書、擁壁等構造計算書を添付する。 3. 放流先排水路を管理する排水施設管理者との必要な手続きを協議し、許可書の写しを添付する。 4. 申請道路内の土地の地目が農地等である場合は農地法の規定による農地転用許可書、現況証明書又は非農用地証明書の写しを添付する。 5. 申請道路の土地に、里道、道路敷、水路敷等公有地を含む場合は、それらの公有地の管理者の承諾書の写しを添付する。 6. 登記簿謄本と承諾書又は印鑑証明書等の住所が異なる場合は、その経緯を明瞭にできる住民票等(原本)を添付する。 7. 相続関係を明らかにする必要があるときは、戸籍謄本又は死亡証明書等(原本)を添付する。 8. 沖縄県赤土等流出防止条例に基づく知事への届出の必要な事業行為(1,000 m²以上)を行う場合は、届出書の写し又は許可等を添付する。 9. 土地利用に関するその他の法令(都市計画法・宅地造成等規制法・文化財保護法、森林法等)による許可等が必要な場合、その許可書等の写しを添付する。

工事着手届の添付書類（提出部数：1部）

第24条（工事着手届及び工事完了届）

添付順序	添 付 図 書	明示すべき事項等
1	工事着手届 (様式第18号)	
2	委任状	様式第8号を準用する。
3	その他の市が必要と認める書類	1. 工事工程表（様式は任意）を添付する。 2. 道路築造に伴う確認申請を要する工作物等の確認済証の写しを添付する。

工事完了届の添付書類（提出部数：1部）

第24条（工事着手届及び工事完了届）

添付順序	添 付 図 書	明示すべき事項等
1	工事完了届 (様式第3号)	1. 申請道路の位置は分筆により道路部分の区域が確定され登記地目が公衆用道路となった登記簿謄本及び公図と整合させる。 2. 申請道路の地番は分筆により道路部分の区域が確定され登記地目が公衆用道路となった地番及び里道を記入する。
2	委任状	様式第8号を準用する。
3	着手前状況写真及び主要構造物等の施工状況写真	1. 公共工事に関する「土木工事施工管理基準」に定める工事写真管理基準に基づく施工状況写真を添付する。 2. 延長、幅員等が判るようにすみ切り、幅員などはスタッフ等をあて撮影する。 3. 写真撮影方向及び番号を明示した位置図を添付する。
4	道路となる土地の登記簿謄本	道路となる土地について、分筆により道路部分の区域が確定され登記地目が公衆用道路となった登記簿謄本とし、法務局の登記官が発行したものを添付する。
5	公図	1. 公図は分筆後の位置指定予定道路の土地の最新の法務局に備え付けの地図の写しとし、登記官が内容証明した地図を添付する。 2. 公図には申請道路の位置を朱書き、開発区域を青書きで囲む。
6	その他の市が必要と認める書類	1. 国、県、市町村が管理する公共施設等において工事や占用する際に提出する工事完了届の写しを添付する。 2. 道路築造に伴う確認申請を要する工作物等の検査済証の写しを添付する。